

平成21年11月 4日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 萬 宮 健 策 殿

大阪大学総務部長
後 藤 宏 平



平成21年10月26日付け申入書に対する回答

標記申し入れのあった事項について、以下のとおり回答いたします。

(1) 教員の定年年齢の引き上げに関する事項について

「教員の定年延長の実施に係る対応方針」に基づき、教員の定年延長の円滑な施行を図り、今後詳細を決定するというのが大学の考え方です。

(2) 平成21年人事院勧告（給与法改正）等への大学の対応方針について

10月19日付け「平成21年人事院勧告（給与法改正）等への大学の対応方針について」においてお示ししているとおり、国立大学法人については、国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第63条が適用され、同条第3項には「給与及び退職手当の支給の基準は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。」と規定され、本学の教職員給与規程第11条第2項においても、「国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。」としております。

国立大学法人においては、人件費の大半を運営費交付金（＝税金）に依存しており、国の厳しい財政状況（860兆円を超える借金）に対する配慮が当然に求められること、また、国立大学が法人化されていなければ、国家公務員として人事院勧告（改正給与法）どおりに俸給月額等が改定されていたことを考慮した場合、本学教職員の基本給月額等を据え置くことについては、納税者（＝国民）の理解は得られないものと考えております。

(3) 特例職員制度導入に伴う、今後の雇用等について

詳細については、情報提供いたしました通知のとおりです。ご不明な点等がございましたら、改めて、団体交渉の際にご説明いたします。

以 上